

公売公告兼見積価額の公告（公告第6号）

令和7年8月20日

由利本荘市長 湊 貴信



下記により差押財産等の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産、公売保証金、見 積 価 額	「公売公告兼見積価額の公告別紙」のとおり
公 売 方 法	せり売り
公 売 参 加 申 込 期 間	令和 7年 8月22日 13時 から 令和 7年 9月 9日 23時 まで
入 札 期 間	令和 7年 9月16日 13時 から 令和 7年 9月18日 23時 まで
公 売 及 び 開 札 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売 却 決 定 の 日 時	令和 7年 9月19日 10時
売 却 決 定 の 場 所	由利本荘市総務部収納課
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和 7年 9月26日 14時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書きその他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
買受人についての資格と そ の 他 要 件	以下のいずれかに該当する者は、公売への参加及び財産を買受けることができません。 1. 国税徴収法第92条及び同法第108条に該当する者 2. 暴力団員等に該当する者 3. 「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」第1・1.(1)～(7)に該当する者
そ の 他 の 公 売 条 件	「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」による。
そ の 他	1 「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」やKSI官公庁オークション利用規約の内容を確認の上参加ください。 2 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者」という）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3 公売保証金の納付は、クレジットカード（入札者名義に限る、ただし入札者等が法人の場合は当該法人代表者名義のもの）または銀行振込のいずれかの方法で納付してください。 4 公売保証金の納付を要する公売財産について入札は、その納付後でなければできません。 5 一度行った入札は、変更または取り消しすることはできません。 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、落札金額を売却決定金額として売却決定を行います。 7 公売財産に係る差押徴収金の完納の事実が買受代金の納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。 8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿になり、公売財産に係る危険負担はその時をもって買受人に移転します。市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 9 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。 10 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 11 入札等により自己に係る情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。 12 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を由利本荘市収納課へ申し出てください。	

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

[illegible]